

## － 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内 －

国土交通省より自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。  
これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

※2023年7月12日に掲載しました内容に青文字の内容を追加しております。

### 1. 特別措置の適用

伸長対象地域	<第1群> 【福岡県】 久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡
	<第2群> 【福井県】 全域

### 2. 特別措置の具体的な内容

#### (1) 継続契約の締結手続の猶予

##### [検査対象車]

##### <第1群>

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2023年7月10日の自動車に付保された保険契約であり、2023年7月10日から2023年7月11日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2023年7月11日を限度として、猶予する。

##### <第2群>

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2023年7月13日の自動車に付保された保険契約であり、2023年7月13日から2023年7月14日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2023年7月14日を限度として、猶予する。

##### [検査対象外車]

##### <第1群>

2023年7月10日から2023年7月11日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2023年7月11日を限度として、猶予する。

##### <第2群>

2023年7月13日から2023年7月14日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2023年7月14日を限度として、猶予する。

#### (2) 継続契約の保険料払込みの猶予

##### <第1群>

2023年7月10日から2ヵ月後の末日（2023年9月30日）までに契約者が払込むべき継続契約の保険料の払込みを、2ヵ月後の末日（2023年9月30日）まで猶予する。

##### <第2群>

2023年7月13日から2ヵ月後の末日（2023年9月30日）までに契約者が払込むべき継続契約の保険料の払込みを、2ヵ月後の末日（2023年9月30日）まで猶予する。

対象		使用の本拠	車検期間の伸長	契約手続猶予	保険料払込猶予
車検対象車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法適用地域内に居住するご契約者</li> <li>・今回の災害等で被災されたご契約者</li> <li>・今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者</li> <li>・今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員</li> <li>・その他弊社が適用妥当と判断する方</li> </ul>	車検伸長対象地域内	有	○ <第1群> 2023年7月11日まで <第2群> 2023年7月14日まで	○ 2023年9月30日まで
		車検伸長対象地域外	無	×	
	上記以外	車検伸長対象地域内	有	○ <第1群> 2023年7月11日まで <第2群> 2023年7月14日まで	
		車検伸長対象地域外	無	×	×
車検対象外車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法適用地域内に居住するご契約者</li> <li>・今回の災害等で被災されたご契約者</li> <li>・今回の災害等で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者</li> <li>・今回の災害等の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員</li> <li>・その他弊社が適用妥当と判断する方</li> </ul>	—	—	○ 2023年7月11日まで	○ 2023年9月30日まで
	上記以外	—	—	×	×